

令和元年5月23日（木）
大島 九州男 議員（民主）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

1問 司法制度改革審議会意見書に掲げられた、法科大学院を修了した者のうち7、8割程度の者が司法試験に合格できるようにする、年間3000人の司法試験合格者を輩出するという目標について、どのような根拠に基づいて打ち出され、現在この目標はどうなっているのか、法務当局に問う。

[司法試験合格者3,000人目標について]

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書においては、専門的知見を要する法的紛争の増加や、弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性などによる、法曹需要の増大への対応のために、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であること等から、平成30年頃までに、先進国の中で国民一人当たりの法曹の数が最も少ないフランス並みである実働法曹人口5万人に達することを見込んで、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があるとされたところである。

併せて、「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備するという趣旨からすれば、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みとすることが肝要であるという観点から、法曹となるべき資質・能力を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定を前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度、例えば、7割から8割の者が司法試験に合格することができるよう、充実した教育を行うべきであるとされたところである。

[司法試験合格者数に関する現在の目標について]

もっとも、司法試験の年間合格者数の数値目標については、審議会意見書の期待とは異なる状況が生じていたこと

から、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議において、現実性を欠くものとして事実上撤回され、その後の平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進める等とされている。

(現時点でも同様に考えており、法曹人口の輩出規模に関するこの推進会議決定の内容と異なる新たな指針を設定する状況にはないと認識している。)

[司法試験合格率について]

また、同じく平成27年の推進会議決定では、法科大学院全体としての司法試験合格率等が、制度創設当初に期待されていた状況と異なり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っているとされ、法科大学院改革により、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率として概ね7割以上が司法試験に合格できるよう充実した教育が行なわれることを目指すとされた。

これを受け、文部科学省において、法科大学院における教育の質の向上等に取り組んでこられたものと承知しており、法務省としても、必要な協力を買ってまりたい。

(法務省としても、法曹志望者の回復が喫緊の課題であり、法科大学院改革を始めとする今回の法曹養成制度改革を、文部科学省等と連携して、着実に実施して参りたいと考えている。)

(参考) 司法試験合格者数・司法試験合格率の推移

	司法試験合格者数	司法試験合格率 (うち法科大学院修了資格)
平成18年	1,009人	48.25%
平成19年	1,851人	40.18%
平成20年	2,065人	32.98%

平成 21 年	2,043人	27.64%
平成 22 年	2,074人	25.41%
平成 23 年	2,063人	23.54%
平成 24 年	2,102人	25.06% (24.62%)
平成 25 年	2,049人	26.77% (25.77%)
平成 26 年	1,810人	22.58% (21.19%)
平成 27 年	1,850人	23.08% (21.57%)
平成 28 年	1,583人	22.95% (20.68%)
平成 29 年	1,543人	25.86% (22.51%)
平成 30 年	1,525人	29.11% (24.75%)

令和元年5月23日（木）
大島 九州男 議員（民主）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 法曹全体の規模感からして、司法試験について、毎年1500人程度合格者を出しているのは、国民の法曹に対する需要と齟齬があるのではないか、法務当局に問う。

- ・ 法曹需要を踏まえた適正な法曹人口の在り方については、様々な意見があると承知している。
- ・ 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、法曹の需要や供給状況を含め、様々な角度から実施された法曹人口調査の結果等を踏まえた上で、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、社会の法的需要に応えるため、より多くの質の高い法曹が輩出される状況を目指すべきとされている。
- ・ 法務省としては、この推進会議決定を踏まえ、関係機関・団体の協力を得ながら、裁判事件数の推移、国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移、企業内弁護士数の推移など、法曹需要を踏まえた法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積（注）を継続して行っているところ、現時点において、法曹人口の輩出規模に関するこの推進会議決定の内容と異なる新たな指針を設定する状況にはないと認識しているが、引き続き、るべき法曹の輩出規模について検討してまいりたい。

（注）そのほか、集積しているデータとしては、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移、弁護士登録者数及び登録取消者数の推移等のデータがある。

（参考1）

- ・法曹人口（簡裁判事・副検事を除く）の推移

平成13年	21,864人
平成18年	26,182人
平成23年	35,159人
平成28年	42,585人
平成30年	45,026人

・弁護士数の推移

平成13年	18,246人
平成18年	22,056人
平成23年	30,518人
平成28年	37,722人
平成30年	40,098人

・裁判官定員（簡裁判事を除く）の推移

平成13年	2,243人
平成18年	2,535人
平成23年	2,850人
平成28年	3,008人
平成30年	3,060人

・検察官定員（副検事を除く）の推移

平成13年	1,375人
平成18年	1,591人
平成23年	1,791人
平成28年	1,855人
平成30年	1,868人

(参考2) 近年は、司法修習を終えながら弁護士事務所等に就職しない未登録者数も減少傾向にあり、法曹の供給が需要を大きく上回るような状況にはないと考えられる。

・第67期から第70期までの弁護士未登録割合

期	修習終了者	一括登録時点	約3か月後	約6か月後
第67期	1,973	550 (27.9%)	155 (7.9%)	76 (3.9%)
第68期	1,766	468 (26.5%)	86 (4.9%)	55 (3.1%)
第69期	1,762	416 (23.6%)	77 (4.4%)	39 (2.2%)
第70期	1,563	356 (22.8%)	64 (4.1%)	30 (1.9%)
第71期	1,517	334 (22.0%)	54 (3.6%)	

(第71期の数値は、速報値)

(参考3) 法曹人口調査報告書（平成27年4月20日）

- 平成25年5月の法曹養成制度検討会議取りまとめを是認した同年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づいて、内閣官房法曹養成制度改革推進室が行ったもの。
- 法曹や法的サービスに対する需要（注1）と、これらの供給状況（注2）を調べ、さらに、質の維持の観点も踏まえ、法曹養成課程における法曹輩出状況に対する調査も行った。
(注1) 法曹や法的サービスに対する市民や企業、地方自治体などの意識に関するアンケート調査や、国の行政機関等における法曹有資格者の採用の現状に関する調査を実施。裁判事件数を分析。
(注2) 日弁連が平成26年にかけて行った「65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート結果」「弁護士実勢調査」の結果を分析。司法アクセスの状況や法曹有資格者の活動領域の拡大状況に関する各種のデータを分析。

(参考資料1) 法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

(参考資料2) 法曹人口調査報告書概要（平成27年4月20日）

法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

〔平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定〕

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中心とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に關する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

法曹人口調査報告書 概要

平成27年4月20日
内閣官房法曹養成制度改革推進室

○ 需要

▼ 市民

- 弁護士に対する需要を有する市民層が一定程度存在（依頼を考えたが依頼しなかった層に含まれる。）
- 弁護士による対応が必要な法的需要となる分野の存在（高齢になり、財産を管理できなくなったとき【高齢者の需要】など）
- 弁護士へのアクセス改善による需要増加の可能性あり
- 社会の複雑化・紛争案件の複雑化に伴う専門家としての弁護士への需要増加の可能性あり
- 弁護士費用（事案により【離婚など】、弁護士費用を低くすると依頼意欲が高まる傾向）…基準の明確化と適切な情報開示が需要を高めるための課題

▼ 企業

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答約63%/約32%【大企業/中小企業】。将来の利用増加との回答約59%/約34%【同上】。大企業ほど今後も弁護士に対する需要が増加する期待あり）
- 弁護士利用を希望する業務（契約書作成、コンプライアンスなど）について、需要が認められる可能性あり
- 法曹有資格者の採用状況はこの10年で10倍・1,100人以上まで増加。もっとも、大企業でも採用予定がないとの回答は約76%。企業内における法曹有資格者の活用の有効性の認知が必要。

▼ 自治体・国

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答約58%。将来、利用が増加する（特に顧問弁護士）との回答約71%。）
- 法曹有資格者の採用状況は87人（平成27年3月）にとどまる。採用に消極的な回答も多い。
- 国の行政機関における弁護士在職者数の増加

▼ 裁判事件数

- 民事事件は減少傾向だが、過払金返還請求事件の影響を除くと、その程度は微減。契約に直接関連するものが減少、損害賠償に関連する事件（弁護士関与率が高い）が増加。
- 刑事案件は減少傾向
- 家事事件は一部（家事審判事件）で増加傾向

法的需要
への対応

○ 供給

▼ 司法修習終了者の就業状況

- 司法修習終了直後の就業状況（裁判官92～101人、検察官72～82人、弁護士1,248～1,370人、修習終了時の弁護士未登録者546～570人）
- 修習終了から1年後の進路未定・不明者は30人程度
- 実際に就職の困難さが生じている者は、新たに弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性

▼ 弁護士の実地修練・職務経験（OJT）

- 新規登録時の就業形態（勤務弁護士約76%、軒弁約7%、即独立4%）
- 実地修練ないし職務経験を積むための事件処理の指導機会（OJT）…こうした機会がある者は約85%。こうした機会の不足により困ったことがある者は、裁判手続の不備を生じたもの（約16%）を含めて約36%。困ったことがない者は約61%。
- OJTの機会は重要であるが、望ましいOJTの確保を理由に新規法曹数を減少させるかについて検討の余地あり

▼ 弁護士の事件数、収入・所得

- 平成18～26年の取扱事件数の減少傾向（取扱事件の多い弁護士が減少。少ない弁護士が増加。）
- 平成18～26年の収入・所得の減少傾向（申告所得額500～1,000万円未満の者が最多。1,000万円以上の者が減少。1,000万円未満の者が増加。）

▼ 弁護士の活動領域（組織内弁護士の採用状況）

- 国・自治体・福祉・企業・海外展開の分野で活動領域を拡大させる取組（特に企業内弁護士の増加【平成17年…68社123人→平成26年6月…619社1,179人】）

▼ 司法アクセスの状況

- 弁護士数増加、日弁連ひまわり基金公設事務所、法テラス司法過疎地域対応事務所の設置
- 一 弁護士ゼロ・ワン地裁支部数の減少（平成5年7月…ゼロ50・ワン24→平成26年10月…ゼロ0・ワン1）

供給（新たな法曹）を
生み出す

○ 法曹養成課程

▼ 適性試験受験/法科大学院入学状況

- 適性試験受験者の減少（各年度平均約17%ずつ↓）
- 法科大学院入試受験者数・入学者数の減少（平成26年度受験者数10,267人、入学者数2,272人）。法学未修者の減少幅が大きい。

▼ 司法試験予備試験受験・合格状況

- 予備試験受験者数の増加（平成23年6,477人→平成26年10,347人）
- 最終合格者数の増加後、横ばい（平成23年116人→平成25年351人、平成26年356人）

▼ 司法試験受験・合格状況

- 司法試験の受験者数は、やや減少する傾向が見える（平成23年8,765人【最大値】、平成26年8,015人）。
- 司法試験の合格者数は、おおむね1,800～2,100人程度（平成26年は1,810人）。
- 法科大学院修了者の司法試験受験者数は減少。合格率は平成23年を底に上昇に転じたが、平成26年は低下（平成26年21.19%）。

▼ 司法修習生の採用・終了状況

- 新修習では、司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。
- 考試（二回試験）不合格者数は、新司法試験が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度。

大島 九州男議員

2問 參考資料2

令和元年5月23日（木）
大島 九州男 議員（民主）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

3問 予備試験制度の現状や今後の見直しについてどう考
えるか、法務当局に問う。

[前提]

現行法曹養成制度は、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成を理念とするものであり、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、このようなプロセスとしての法曹養成制度を引き続き維持していくことは重要と認識している。

[予備試験制度の必要性]

他方、予備試験制度は、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で述べられているとおり、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものと位置付けられており、現在においても、そのような法曹資格取得のための途を確保する必要があり、予備試験制度は必要であると考えている。

[推進会議決定]

もっとも、推進会議決定においては、予備試験について、

- 出願時の申告によれば、毎年の予備試験受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、予備試験が、本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる一方で、
- 予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であるといった状況から、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がある

とされているところである。

これらを踏まえ、推進会議決定においては、法科大学院集中改革の進捗状況に合わせて、法務省において、必要な制度的措置を講ずることを検討することとされている。

[今後の検討]

法務省としては、まずは今般の法科大学院改革を、文部科学省と十分に連携しつつ、しっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、また、文部科学省を始めとする関係機関の意見も聞きながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。(注)。

(注) 本来の制度趣旨に沿っていない者の予備試験受験資格を制限することについては、合理的な受験資格の内容・範囲を客観的かつ一義的に定めることが可能か、等の課題がある。

令和元年5月23日（木）
大島 九州男 議員（民主）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

4問 司法試験では、法科大学院での教育を受けていなければおよそ解答することができないような専門性の高い内容を出題すべきと考えているが、今後の司法試験の在り方については、どのように見直すことになるのか、法務当局に問う。

[前提]

司法試験の実施は、司法試験委員会に委ねられていることから、法務省として、司法試験の具体的な出題方針自体についてお答えすることは差し控えたいが、司法試験は、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであり（注）、その出題については、司法試験委員会において、法曹としての資質・能力を判定するという観点から適切な方針が定められた上、これに基づいて、司法試験考查委員において適切な問題作成に努めておられるものと承知している。

（注）司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）

（司法試験の目的等）

第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2 （略）

3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

[司法試験の在り方を検討する会議体]

もっとも、今回の制度改革による新しい司法試験では、在学中受験資格を新たに導入することとしており、司法試験の実施時期の点や、今回の法案が選択科目を引き続き存置することとしていることとも関連し、法科大学院教育課

程と連携できるか、法科大学院生の学習到達度は確保されるかといった点での検討の必要性が指摘されているところである。

そこで、法務省としても、改正法案が成立すれば、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を速やかに設置して、検討を進めていくことを予定している。

その会議体においては、法科大学院の新たな教育課程の内容やカリキュラム編成、学生の学習到達度等の議論と並行して、関係者の協議により、司法試験の実施時期を含め、司法試験の在り方について必要な検討が行われるものと考えている。

[結論]

法務省としても、法科大学院の集中改革の取組を進める文部科学省等と連携して、プロセスとしての法曹養成制度の趣旨を踏まえた必要な取組をしっかりと進めてまいりたい。

更問 司法試験において、法科大学院での教育を受けていなければおよそ解答することができないような専門性の高い内容を出題するべきではないか。

司法試験は、その位置付けからして、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹として活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とするものと考えている。

その上で、司法試験の論文式試験においては、法曹を志望する者に、法律基本科目以外の専門的な法律分野についての履修を促し、法曹としての専門性を高めることを担保する観点から、「専門的な法律の分野に関する科目」を選択科目として設けているところ。

かかる専門的な法律の分野に関しても、司法試験考查委員において、法科大学院教育との有機的な連携が図られた出題という観点から、適切な内容が出題されているものと承知している。

(参考) 司法試験論文式試験における選択科目

倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）

令和元年5月23日（木）
新妻 秀規 議員（公明）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

1問 法曹有資格者の活動領域の拡大について、これまでの取組をどのように評価し、今後どのように環境整備を進めていくのか、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 法曹有資格者が、国の機関や地方自治体、企業など、社会の様々な分野で活躍することは、より多くの有為な人材がこの世界を目指すことにもつながるものであり、重要であると認識している。

〔推進会議決定・法務省の取組〕

法務省では、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定（注1）を踏まえ、文部科学省とともに、法曹養成制度改革連絡協議会を開催しており、法曹有資格者の活動領域の拡大を含め、その取組状況（注2）に関する情報共有等を行ってきたところ。

例えば、昨年2月には企業の分野、昨年12月には海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大を主たる議題として取り上げ、関係機関・団体に出席いただいた上で、ヒアリングの実施や情報共有、意見交換等が行われた（注3）。

〔社会の様々な分野で活躍する法曹有資格者の数は増加〕

こうしたところ、平成18年に146人であった企業内弁護士は、平成30年には2,161人へと大幅に増加し、任期付公務員として勤務する弁護士についても、平成18年には40人にとどまっていたが、平成30年には207人と大きく増加している。

このように、社会の様々な分野で活躍する法曹有資格者

の数は着実に増加しており、法曹有資格者がその専門性を様々な場面で発揮することができるような環境が定着しつつあるものと認識。

[今後の取組]

- ・ 法務省としては、今後も、社会の様々な分野において、法曹有資格者の専門性を活用する流れが加速されるよう、関係機関の協力を得て、引き続き、必要な役割をしっかりと果たしてまいりたい。

(注1) 推進会議決定では、法務省は、引き続き、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備することとされている。

(注2) 例えば、日本弁護士連合会においては、企業内弁護士に関する取組として、ひまわり求人求職ナビの運営や、企業向け情報提供会の開催、弁護士・修習生向け研修・セミナーの開催を行っている。

(注3) 連絡協議会における最近の検討状況

- ・ 平成30年2月26日開催（第9回会議）

主に企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大について、関係機関の取組状況の報告のほか、①住友電気工業・山本崇晶執行役員法務部長、②メットライフ生命保険・平田千佳執行役常務チーフリーガルオフィサー、③名取勝也弁護士からの各ヒアリングと意見交換等を実施。

- ・ 平成30年12月20日開催（第11回会議）

主に海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大について、関係機関の取組状況の報告のほか、①経済産業省米谷三以通商法務官、②樋口一磨弁護士、③武藤佳昭弁護士からの各ヒアリングと意見交換等を実施。

令和元年5月23日（木）
新妻 秀規 議員（公明）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 制度移行期の受験生にとっては、司法試験の受験時期と司法修習の開始時期が現行よりも遅くなることとなるが、この点についての法務当局の見解を問う。

[負担が増加するのは不可避]

（司法試験の実施時期は、今後設置予定の会議体での議論を踏まえ、最終的には司法試験委員会において、司法修習の開始時期等の日程は最終的には最高裁判所において定められる事項であり、）現時点で、今回の法案を踏まえた司法試験の実施時期や司法修習の開始時期がどうなるかは決まっていないが、仮に、司法修習の開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、（御指摘のとおり）新制度移行後には、法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した者にとっては、現行制度との比較において、法科大学院課程の修了から司法修習開始までの期間が3～4か月程度長くなる結果になること（注1、2）は確かである。

しかしながら、この点については、法科大学院在学中受験資格を導入し、法曹志望者の時間的・経済的負担を最大限軽減することにより、多くの学生に在学中受験を可能とする制度設計に不可避的に生じるものであり、全体としての制度設計としての合理性があると考えている。

（司法修習開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、司法修習修了後の法曹資格の取得時期が、年度初めの社会における就職動向にも合致することにもなる。）

[結論－負担軽減に向けた必要な取組を進める]

いずれにしても、法改正が実現した後の司法試験の実施時期、司法修習の開始時期を含む新たな法曹養成制度の運

用については、文部科学省、最高裁判所など関係機関と十分に協議して対応してまいりたい。

(注1) 法科大学院課程を3月に修了後、現在は、その年の11月末に司法修習が開始しているが、仮定した場合では、翌年の3～4月頃に司法修習が開始することになる。

(注2) 改正法に基づき、法学部を3年で早期卒業した場合や法科大学院に飛び入学した場合は、法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した場合でも、現行（法学部4年、法科大学院2年、11月末の司法修習開始）より、法学部入学から司法修習開始までの期間は、8か月程度短くなる。

令和元年5月23日（木）
新妻 秀規 議員（公明）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

3問 予備試験について、一般教養科目の役割及び論文式試験の一般教養科目を廃止する理由について、法務当局に問う。

[予備試験に一般教養科目が置かれた趣旨]

予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識・能力等の有無を判定するものであるところ、法科大学院の入学者選抜においては、学部卒を要件とし、学部段階において一般教養を学んでいることのほか、社会人については、学業以外の活動実績や社会での経験等も重視される結果、法科大学院修了者については一般教養を備えていることが担保されていると考えられることから、予備試験においても、一般教養科目を試験科目としたものである。

[選択科目導入及び一般教養科目廃止の趣旨]

今回の改正法案では、法科大学院教育の充実のため、法科大学院課程において、選択科目相当科目の履修義務付けなどの法科大学院教育の見直しがされることを踏まえ、その付随的・派生的な改正として、予備試験の論文式試験に選択科目を導入することとしている。

この導入は、予備試験が、法科大学院修了者と同程度の学識能力を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであることから、法科大学院教育の見直しにより当然に必要になると考えられる見直しである（注1）。

そのような前提で、論文式試験に選択科目を導入した上で、予備試験全体の負担の合理化の観点から、論文式試験から一般教養科目を廃止することとしたものである。

（なお、一般教養科目が置かれた趣旨に鑑み、今回の法改正後も、予備試験の短答式試験に、一般教養科目は引き続き

存置されることとしている。)

(注) 予備試験の試験科目は、法科大学院修了者と同程度の学識能力を有するかどうかを判定する試験であるとの目的に照らして決定されるべきものであり、司法試験の試験科目に選択科目が存置されることとは、予備試験の試験科目に直ちに影響を与えるものではない。

(参考) 令和元年予備試験実施日程

[短答式試験] 令和元年 5月 19 日 (日)

9:45～11:15 (1時間30分)	民法・商法・民事訴訟法
12:00～13:00 (1時間)	憲法・行政法
14:15～15:15 (1時間)	刑法・刑事訴訟法
16:00～17:30 (1時間30分)	一般教養科目

[論文式試験] 令和元年 7月 14 日 (日), 15 日 (月)

7月 14 日 (日)

9:30～11:50 (2時間20分)	憲法・行政法
13:15～15:35 (2時間20分)	刑法・刑事訴訟法
16:30～17:30 (1時間)	一般教養科目

7月 15 日 (月)

9:30～12:30 (3時間)	法律実務基礎科 (民事・刑事)
14:00～17:30 (3時間30分)	民法・商法・民事訴訟法

[口述試験] 令和元年 10月 26 日 (土), 27 日 (日)

試験科目 法律実務基礎科目 (民事・刑事)

[合格発表] 令和元年 11月 7 日 (木)

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
5月23日(木) 参・文教科学委 松沢成文 議員(維希)

1問 予備試験の受験者に資格制限を設けたり、合格者数を減らして上限を設けるなど、まずは予備試験制度の改革に取り組むべきではないか、法務副大臣に問う。

[今後の対応]

法務省としては、喫緊の課題である法曹志願者の回復に向け、現在、御審議いただいている法案の実現により、まずは、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度改革を進めたいと考えているところである。

[制度趣旨とかい離しているとの指摘]

他方、予備試験制度の現状については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においても、本来の制度趣旨に沿った機能を果たしている一方、(委員の御指摘と同様に)、その受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされているところである。



[予備試験の在り方の検討]

その上で、予備試験の在り方については、先ほどの推進会議決定において、「予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害するところがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する」とされており、法務省としては、予備試験の在り方について、予備試験制度の趣旨や今回の制度改革の実施状況等も踏まえつつ、文部科学省等とも連携し、しっかりと必要な検討をしてまいりたい（注）。」

(注) 本来の制度趣旨に沿っていない者の予備試験受験資格を制限することについては、合理的な受験資格の内容・範囲を客観的かつ一義的に定めることができか、等の課題がある。

また、予備試験合格者数を減らして上限を設けることについては、予備試験の制度趣旨に沿った予備試験受験者、すなわち経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しないで法曹資格を取得しようとする者についても、実際の試験結果に基づかずに法曹資格取得の途を制限することとなりかねず、プロセスとしての法曹養成制度の趣旨を守りつつ幅広い法曹資格取得のための途を確保している予備試験制度の意義に反すると考えられる。

(参考資料)

法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [] 携帯 []】

更問1 予備試験の受験者に資格制限を設けたり、合格者数を減らして上限を設けることの是非について、重ねて問われた場合。

[資格制限を設けることについて]

御指摘の点のうち、本来の制度趣旨に沿っていない者の予備試験受験資格を制限することについては、合理的な受験資格の内容・範囲を客観的かつ一義的に定めることができか、等の課題がある。

[合格者数の上限を設けることについて]

また、御指摘の点のうち、予備試験合格者数を減らして上限を設けることについては、予備試験の制度趣旨に沿った予備試験受験者、すなわち経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しないで法曹資格を取得しようとする者についても、実際の試験結果に基づかずに法曹資格取得の途を制限することとなりかねず、プロセスとしての法曹養成制度の趣旨を守りつつ幅広い法曹資格取得のための途を確保している予備試験制度の意義に反すると考えられる。

[予備試験の在り方の検討]

いずれにしても、（先ほど述べたとおり）法務省と



しては、予備試験の在り方について、予備試験制度の趣旨や今回の制度改革の実施状況等も踏まえつつ、文部科学省等とも連携し、しっかりと必要な検討をしてまいりたい。」

更問2 法務省においては、予備試験の在り方について、具体的にどのような検討をしているのか。

予備試験については、必要な検討を進めるために、
予備試験の運用や予備試験を経由して司法試験・司法修習を経て法曹となった者の実情を把握する観点
から、予備試験の受験動機、受験状況、合格者の司法試験受験結果、司法試験合格後の状況等に関する情報収集等を継続的に行っているところである。

(現段階で、予備試験の在り方に関する方向性について申し上げられる段階にはないが、)引き続き、法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、必要な検討を進めてまいりたい。」

法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

〔平成27年6月30日〕
〔法曹養成制度改革推進会議決定〕

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人數が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするために、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
5月23日(木) 参・文教科学委 松沢成文 議員(維希)

2問 司法制度改革の際に、司法試験合格者数の目標を3000人とした根拠は何か、法務副大臣に問う。

[司法試験合格者3,000人目標について]

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書においては、専門的知見を要する法的紛争の増加や、弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性などによる、法曹需要の増大への対応のために、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとされた。

それを踏まえ、同意見書では、平成30年頃までに、先進国の中で国民一人当たりの法曹の数が最も少ないフランス並みである実働法曹人口5万人に達することを見込んで、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があるとされた。

この意見書の内容を踏まえ、平成14年3月の閣議決定により、「司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、」「平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされたところである。]

(参考1) 司法試験合格者数に関する現在の目標について
司法試験の年間合格者数の数値目標については、審議会意見書が期待した状況と異なる状況が生じていたこと、すなわち、

- 平成22年以降も司法試験合格者数が2,000人から2,100人程度にとどまっていたこと、
- 司法修習修了者の法律事務所への就職が困難な状況が生じていたこと

等から、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議において、現実性を欠くものとして事実上撤回された。

その後の平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進める等とされている。

(現時点でも同様に考えており、法曹人口の輩出規模に関するこの推進会議決定の内容と異なる新たな指針を設定する状況にはないと認識している。)

(参考2) 司法試験合格者数・司法試験合格率の推移

	司法試験合格者数	司法試験合格率 (うち法科大学院修了資格)
平成18年	1,009人	48.25%
平成19年	1,851人	40.18%
平成20年	2,065人	32.98%
平成21年	2,043人	27.64%
平成22年	2,074人	25.41%
平成23年	2,063人	23.54%
平成24年	2,102人	25.06% (24.62%)
平成25年	2,049人	26.77% (25.77%)
平成26年	1,810人	22.58% (21.19%)
平成27年	1,850人	23.08% (21.57%)
平成28年	1,583人	22.95% (20.68%)

平成 29 年	1,543 人	25.86% (22.51%)
平成 30 年	1,525 人	29.11% (24.75%)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
5月23日(木) 参・文教科学委 松沢成文 議員(維希)

3問 本来、法科大学院の未修者コースが担うべき、多様な人材に門戸を開くという役割を、予備試験が担っているという現状について、法務副大臣の所見を問う。

[文部科学省の取組に協力]

法務省としては、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が適切に機能し、法科大学院において、未修者を含む多様かつ有為な人材が、法曹の担い手として養成されていくことは重要であると考えている。

また、法科大学院においては、法学部以外の学部の出身者や社会人等の多様なバックグラウンドを有する人材を広く受け入れるため、未修者コースが設けられているものと承知している。

このような観点を踏まえ、今後とも、文部科学省による法科大学院教育の充実等の取組に対し、必要な協力を行ってまいりたい。

[予備試験につき、必要な検討]

他方、予備試験については、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法



科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保する目的で設けられた制度であるところ、出願時に社会人である者が相当数いるなど（注1）、多様な人材に門戸を開いているという一面がある。

その一方で、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘（注2）もされているところである。

法務省としては、まずは、法科大学院改革を含む今回の制度改革を着実に実施していくことが重要と考えているが、予備試験の在り方についても、今回の制度改革の実施状況等も踏まえつつ、文部科学省等と連携し、必要な検討を行ってまいりたい。」

（注1）平成30年の予備試験において、出願時の職種を、公務員、教職員、会社員、法律事務所事務員、塾教師、自営業と申告した者の人数は、5,105人であり、全出願者1万3,746人の約37%である。

（注2）予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者である点につき、制度創設の趣旨とのかい離が指摘されている。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

令和元年5月23日（木）
松沢 成文 議員（維希）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

4問 司法制度改革当時、増加を見込んでいた民事訴訟の件数が、弁護士の増員に見合うほどには増加していない状況をどのように考えているのか、法務当局に問う。

[弁護士人口の増加]

（御指摘のとおり）司法制度改革以降の弁護士人口については、法科大学院制度が発足した平成16年当時が約2万人であったが、平成30年は約4万人（注1）となっており、大きく増加してきたところである。

[民事訴訟事件数の推移等]

他方、裁判事件数の動向については、地方裁判所における民事事件の第一審通常訴訟事件の新受件数は、平成16年が約13万8000件で、平成29年が約14万7000件となっており、弁護士人口の増加に比して、顕著な増加傾向は見られない。

この要因については、社会・経済の動向のほか、当事者の置かれた状況や相手方との交渉等の様々な事情に左右されるものと考えられる。

もっとも、事件数の推移そのものではないが、より広い観点で見て法曹需要が増大してこなかったことについては、平成27年4月の内閣官房法曹養成制度推進室が取りまとめた「法曹人口調査報告書」（注2）において、

- 市民側の事情として、法曹に対する需要を有しながら、現実に弁護士にたどり着けない市民がいること
 - 企業側では、中小企業の弁護士に対する需要が広がっていないこと
- などが挙げられている。

また、その他の調査において、法的解決を躊躇する意識、法的解決に対する経済的インセンティブのなさなどが法的紛争を潜在化させる方向に働いているとの指摘もされているところであります（注3）、これら複数の要因が影響したものと考えている。

（注1）弁護士人口の推移（各年3月31日）

平成元年	13,541人
平成16年	20,224人
平成21年	26,930人
平成25年	33,624人
平成30年	40,066人

（注2）内閣官房法曹養成制度改革推進室

「法曹人口調査報告書」（平成27年4月20日）

調査対象 法曹や法的サービスに対する需要とこれらの供給状況、
法曹養成課程における法曹輩出状況

調査方法 各種データのほか、市民、企業、地方自治体等へのアンケート調査の実施

調査時期 平成26年ころ

調査結果（法曹や法的サービスに対する需要関係）の概要

〔市民の需要〕

- 法曹に対する需要を有しながら、現実に弁護士にたどり付けていない者が存在する。
- 弁護士に対するアクセスが改善されれば、弁護士に対する需要が増加するのではないかと考えられる。

〔企業の需要〕

- 中小企業においては、今後の弁護士の利用増加見込みも大企業ほど多くない。
- 法曹有資格者の企業内での活用の有効性が認知されることが必要。

〔裁判事件数から見る需要〕

- 損害賠償事件は、弁護士の代理割合が8割程度と他の事件に比べて高い傾向にあり、弁護士保険の普及に伴う影響もあると考えられる。

（注3）平成24年に最高裁が実施した、地方自治体や消費生活センターを始めとする各種相談機関等（※）を対象とする国内実情調査によれば、「紛争を好まない風土等」、「法的解決を躊躇する意識」、「コミュニティ内での紛争の解消」、「法的解決に対する経

済的インセンティブのなさ」、「法的解決の時間的・金銭的コスト」、「法的アクセスの不十分」といった諸要因が法的紛争を潜在化させる方向に働いているとの指摘もあり、法的解決を必要とする紛争が各種相談機関に持ち込まれることなく、社会内に広く潜在化している実情がうかがわれたとされている（裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（平成25年7月））。

※ 地方自治体の相談窓口、消費生活センターのほか、商工会議所、法テラス、弁護士会の法律相談センター等

(参考)

- 第一審民事通常訴訟事件 新受事件数の推移（裁判所データブック2018より）

地裁・平成元年	110,970件
平成16年	138,498件
平成21年	235,508件
平成25年	147,390件（平成21年の約62.6パーセント）
平成29年	146,678件

簡裁・平成元年	112,472件
平成16年	349,014件
平成21年	658,227件
平成25年	333,746件（平成21年の約50.7パーセント）
平成29年	336,383件
- 刑事第一審事件 新受事件数の推移（裁判所データブック2018より）

地裁・平成元年	69,738件
平成16年	113,464件
平成21年	92,777件
平成25年	71,771件
平成29年	68,830件

簡裁・平成元年	18,160件
平成16年	19,375件
平成21年	13,506件
平成25年	9,842件
平成29年	6,681件
- 家事審判事件 新受事件数の推移（裁判所データブック2018より）

平成元年	252,587件
------	----------

平成16年	533, 654件
平成21年	621, 316件
平成25年	734, 227件
平成29年	863, 886件

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
5月23日(木) 参・文教科学委 松沢成文 議員(維希)

5問 司法試験の論文式試験から選択科目が廃止されず、今後も存置されることから、学生の負担が重くなり、実際に 在学中受験をする学生は少ないのではないか、法務副大臣に問う。

[選択科目の存置の利点と課題について]

司法試験の論文式試験に選択科目を存置することについては、多様な法曹人材養成の理念に合致する上、専門的な法律分野に関する教育の充実が確保されるという利点がある。

他方で、(御指摘のとおり、)選択科目を存置しつつ、在学中受験資格を導入することについては、法科大学院教育課程と連携できるか、法科大学院生の学修到達度は確保されるかといった課題も指摘されているところである。

[課題への対応]

そこで、法務省としては、これらの課題に対応するため、改正法案の成立後、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を設置し、関係省庁はもとより、大学関係者や法曹関係者等により、司法試験の在り方についてしっかりと検討を進めていくこ



とを予定している。

また、中央教育審議会においても、今後、今般の司法試験制度の見直しを踏まえた法科大学院のカリキュラムの在り方について、必要な検討がされていくものと承知している。

[相当数の受験者数が見込まれること]

この会議体や中央教育審議会での検討を通じ、法科大学院教育の更なる充実や司法試験との適切な連携が図られることにより、法科大学院在学中の者であっても、選択科目の学修を含め、司法試験の受験を認めるにふさわしい一定のレベルに達する者が相当数養成されることが期待できると考えている。

したがって、選択科目が存置されたことにより、在学中受験をする者が少なくなるということは考えにくいと認識している。】

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [] 携帯 [] 】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
5月23日(木) 参・文教科学委 松沢成文 議員(維希)

6問 法科大学院を廃止し、法曹人材の養成を法学部に設置した「法曹コース」で行った上、司法試験の受験資格を広く開放することが、プロセスを重視する法曹養成の理念に沿うもので妥当ではないか、法務副大臣に問う。

[前提ー委員の提案の概要]

委員のご提案は、

- 法科大学院を廃止した上で、
 - 法学部に設置された「法曹コース」に法曹人材の育成を担わせることとする一方で、
 - 司法試験は、現行の受験資格を撤廃し、広く受験を認めることとする
- ものである。

[プロセスとしての法曹養成の趣旨に沿わない]

しかし、(委員のご提案については、) (文部科学省が答弁するとおり) 法学部において、「法曹コース」とはいえ、専門職大学院である法科大学院のような法曹養成機関としての役割を担わせることは困難と考えている。

そして、現行の法曹養成の中核機関である法科大学院を廃止し、司法試験の受験資格を撤廃して広く



受験を認めることとすると、司法試験という「点」による選抜によらざるを得ず、法学教育・司法試験・司法修習の有機的な連携の下で、多様な人材を法曹として養成するというプロセス養成の趣旨が維持されなくなる。そうすると、有為な人材が予測可能性が高い状況で安心して法曹を目指すことができなくなるおそれがあるものと考えている。

このように、委員のご提案は、（御指摘のような）プロセスとしての法曹養成制度の趣旨に沿うものとはいえず、妥当なものとは考えていない。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

1問 司法試験や司法修習の時期・内容の見直し等については、その多くが今後の議論に委ねられているなど、新たな法曹養成制度の全体像が定まる前に、改正法案を提出したのはなぜか、法務当局に問う。

1 法務省では、昨年7月以降、文部科学省の進める法科大学院改革を前提としつつ、法科大学院在学中受験資格の導入を含む司法試験制度の見直しについて、関係機関との意見交換等を経ながら、その当否や制度設計に関する検討を進め、今回の法案提出に至ったものである（注1）。

今回の司法試験制度の見直しに当たり、法科大学院在学中受験資格を導入するとなると、この受験資格の導入自体のほかにも、①司法試験の受験可能期間の起算点、②試験科目、③司法修習生の採用要件といった検討事項が生ずる。

そこで、法務省としては、今回の司法試験制度の見直しに当たり、関連する法律の内容を精査した上で、法律改正の要否が問題となる事項については、新しい制度内容のパッケージとして、様々な観点から検討を進め、その結果、法律改正を要する事項について、今回の法案に盛り込むこととしたところ。

2 他方、（委員御指摘の）司法試験の実施時期や試験の出題内容等については、司法試験委員会において、また、司法修習の時期や内容については、最高裁判所において、それぞれ、司法試験及び司法修習の実施・運用に関する事項として決定される事項であり、法律で規定する事項ではない。

そして、これらの新たな実施・運用に関する見直しは、今回の法律改正が前提となるし、今後具体的に検討される

法科大学院のカリキュラムにも密接に関わる。

したがって、今回の法案による制度改正が実現する前の段階で、これら新制度の実施・運用に関する事項が定められないことは、全体の制度枠組みからして、やむを得ないものと考えている。

3 もっとも、今回の法案が実現した暁には、この改正を前提とした司法試験等の円滑な実施や運用に向けた連携・協議が不可欠と考えられる。

そこで、本法案が成立すれば、法務省としては、司法試験の実施時期を含め、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を設置して、国会での議論も踏まえ、文部科学省を始めとする関係省庁のほか、教育関係者や法曹実務家等を構成員として、検討を進めていくことを予定している（注2）。

4 このように、法務省としては、今回の制度改正に当たって、全体の制度枠組みに応じた適切な検討を行ってきており、新たな法曹養成制度の全体像についての検討が不十分なまま、改正法案提出に至ったとの御指摘は当たらないものと考えている。

(注1) 法科大学院制度を所管する文部科学省や、司法修習を所管する最高裁判所との協議のほか、法曹養成の運営に深く関わる法科大学院協会及び日本弁護士連合会等との意見交換を様々に行いながら、慎重に検討を進めてきたもの。

(注2) その会議体においては、例えば、

- ① 法科大学院の教育現場・カリキュラムの現状、
- ② 法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力などを踏まえた新たなカリキュラム編成の内容

等の事項を含め、関係者の意見も十分に聴いた上で、司法試験の実施時期も含め、在学中受験の実施を念頭に置いた法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、検討がされていくものと考えている。

更問1 司法試験や司法修習の時期・内容の見直しは、全体の制度設計の中で極めて重要な部分なのだから、法改正が実現する前の段階でも基本的な方向性を示すべきではないのか。

1 (先ほど申し上げたとおり,) 司法試験の実施時期や試験の出題内容等については、司法試験委員会において、また、司法修習の時期や内容については、最高裁判所において、法改正後に、検討・決定されるべき事項であり、司法試験制度の設計を行った法務省の立場で、これらの実施・運用に関する事項について、基本的な方向性といえども現時点で示すことは、困難である。

2 もっとも、今回の法案が実現した暁には、この改正を前提とした司法試験等の円滑な実施や運用に向けた連携・協議が不可欠であることは、先ほど申し上げたとおりである。

また、今回の制度改革により在学中受験を導入するに当たっては、法科大学院教育課程との連携や、法科大学院生の学習到達度の確保といった論点があり、これらを踏まえた司法試験の在り方については、関係者と十分に協議した上で決定すべきであるとの強い意見が、関係者から出ているところである。

そこで、法務省としても、(先ほど申し上げたとおり,) 改正法案の成立後、司法試験の実施時期も含め、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、関係者による、しかるべき会議体を設置することを予定しており、国会での議論も踏まえ、様々な観点から、しっかりした検討が進められることになる。

3 したがって、（委員御指摘の）司法試験の実施・運用等に関する事項は、法改正後に、関係者においてしっかりと必要な議論を重ねて方向性を示していくことが相当と考えており、法改正が実現する前の段階で、法務省として基本的な方向性を示すべきであったとは考えていない。

更問2 司法試験や司法修習の時期等について、法案提出前に一切検討すらしていなかったのか。

[司法試験の実施時期について]

(先ほど申し上げたとおり,) 司法試験の実施時期は、法令で規定する事項ではなく、最終的には司法試験委員会の決定事項であるが、今回の制度改革による新しい司法試験の実施時期は、法曹志望者や法学教育関係者にとって非常に関心が高い事項であることは認識しており、今回の法改正の立案を担当する立場としては、法科大学院における教育の実施を阻害せず、法科大学院教育と司法試験との有機的連携を図る等の観点から、「一つの選択肢」として、現状の5月実施を後倒しして、夏頃の実施とすることを想定しているところである。

[司法修習の時期について]

また、司法修習の時期については、最終的に最高裁判所において定められるべき事柄であるが、法科大学院在学中受験資格の導入により、法科大学院を経由して司法試験を受験しようとする者の時間的・経済的負担の軽減を図るという観点からは、法科大学院在学中受験資格で司法試験を受験し、これに合格した者が、法科大学院修了後、現行制度よりも早い期間内に司法修習を開始できるようにすることが不可欠であると考えている。

2問 法曹志望者減少の理由として、法曹になるまでの時間的・経済的負担の大きさを挙げる具体的根拠について、法務当局に問う。

[時間的・経済的負担の指摘]

法曹志望者の減少の理由については、法科大学院全体としての合格率などが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるといった事情とともに、法曹になるまでの時間的・経済的負担の大きさが、これまでも指摘されてきたところである。

具体的には、

- 平成25年6月の法曹養成制度検討会議（注1）取りまとめにおいて、「大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがある」との指摘がされ、また、
- 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定でも、法科大学院改革のための具体的方策の1つとして、「経済的・時間的負担の軽減」のための取組をすべきことが指摘されてきた。

[学生アンケートの実施]

さらに、法務省と文部科学省が共同で実施している法学部生に対する法曹志望に関するアンケートにおいて、直近の平成30年の結果によれば、法曹を志望している、又は選択肢の1つとして考えている学生のうち、26.5%が「法科大学院修了までの経済的な負担が大きい」ことを、23.2%が「法科大学院修了までの時間的負担が大きい」ことを、法曹を志望するに当たっての不安や迷いとして、挙げているところである（注2）。

[結論]

以上のように、法曹になるまでの時間的・経済的負担の大きさは、法曹志望者減少の大きな要因になっているものと考えている。

(注1) 平成24年8月21日設置（法曹養成制度関係閣僚会議議長決定）によるもの。

構成員は、関係閣僚の指名する内閣官房副長官、副大臣又は政務官のほか、有識者、関係機関（最高裁判所事務総局審議官）、等で構成で構成されている。

(注2) 他に、「司法試験に合格できるか自信がない」、「自分に法曹等としての適性があるか分からない」、などの回答が上位にあるが、これらは個人的要因であり、制度上の問題など制度見直しの立法事実となるものではないと考えられる。

(参考) 法学部生アンケート結果（法務省・文部科学省実施）

[平成30年実施]

調査実施期間：平成30年10月15日～11月30日

有効回答数：6,739人

- 法曹を志望・選択肢の一つとしており、かつ、法曹を志望するに当たっての不安や迷いを感じている学生（少し不安や迷いを感じているとした者も含む）（合計1,460人）の不安や迷い
 - ④ 大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい
合計387人／26.5%
 - ⑤ 大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間を要し、時間的負担が大きい
合計338人／23.2%

[平成29年実施]

調査実施期間：平成29年10月10日～11月10日

有効回答数：9,658人

- 法曹を志望・選択肢の一つとしており、かつ、法曹を志望するに当たっての不安や迷いを感じている学生（少し不安や迷いを感じているとした者も含む）（合計1,842人）の不安や迷い
 - ④ 大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい
合計514人／27.9%
 - ⑥ 大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間を要し、時間的負担が大きい
合計416人／22.6%

[平成28年実施]

調査実施期間：平成28年9月23日～10月9日

有効回答数：5,071人

- 法曹を志望・選択肢の一つとしており、かつ、法曹を志望するに当たっての不安や迷いを感じている学生（少し不安や迷いを感じているとした者も含む）（合計1,819人）の不安や迷い
 - ② 大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい
合計612人／33.6%
 - ⑥ 大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間を要し、時間的負担が大きい
合計486人／26.7%